

## 入湯税の充当状況

入湯税については、地方税法第701条の規定により「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）」に要する費用へ充てる目的税であり、平成30年度信濃町一般会計予算における入湯税の充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 入湯税 15,774 千円

【歳出】 入湯税が充当される経費 43,865 千円  
 (6款 商工観光費・1項 商工観光費・4目 観光費)

(単位：千円)

充 当 先 事 業 名	平成30年度 当 初 予 算	特 定 財 源			一 般 財 源	
		国(県) 支出金	地方債	その他	入湯税	その他
一 般 事 業 費	4,028				4,028	
誘 客 宣 伝 費	39,837	129		2,404	11,746	25,558
計	43,865	129	0	2,404	15,774	25,558